

松江市北公園ミニ遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市北公園ミニ遊園地の設置及び管理に関する条例（令和 3 年松江市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第 2(第 7 条関係) 遊器具使用料				別表第 2(第 7 条関係) 遊器具使用料			
種別	単位	遊器具 使用料	支払方 法	種別	単位	遊器具 使用料	支払方 法
略				略			
ペダルボート	1 回 30 分 につき	<u>400 円</u>	現金	ペダルボート	1 回 30 分 につき	<u>300 円</u>	現金

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。